

船員に関する特定最低賃金の改正に係る諮問について

1. 概要

最低賃金は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設定するものであり、船員に関しては国土交通大臣が交通政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定することとなっている。

2. 設定業種（別紙）

船員の最低賃金は、内航鋼船に乗り組む船員については昭和43年度から、旅客船に乗り組む船員については昭和48年度から、漁船員については昭和56年度からそれぞれ設定されている。

3. 諮問業種

今年度については、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して、現行の4業種のうち、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金及び漁業（大型いか釣り）最低賃金の改正について諮問することとした。

設定業種（概要）

区分	適用する使用者及び船員	最低賃金額	決定公示
内航鋼船 運航業	<p>船員法第1条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者及びその船舶所有者に雇用されている船員であって、同船舶に乗り組む職員及び部員</p> <p>(1) はしけ</p> <p>(2) 内航海運業法第2条第1項各号に掲げる船舶</p> <p>(3) 海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶</p> <p>(4) 平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶</p>	<p>職員 241,400円</p> <p>若年職員 224,950円</p> <p>部員 182,850円</p> <p>海上経歴3年未満の部員 173,700円</p>	<p>平成8年10月30日 平成8年運輸省 最低賃金公示第5号</p> <p>最終改正 平成20年12月1日 平成20年国土交通省 最低賃金公示第2号</p>
海上旅客 運送業	<p>船員法第1条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者及びその船舶所有者に雇用されている船員であって、同船舶に乗り組む職員及び部員</p> <p>(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶</p> <p>(2) 近海区域を航行区域とする船舶</p> <p>(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）</p>	<p>職員 (事務部職員を除く。) 238,300円</p> <p>事務部職員 184,200円</p> <p>部員 177,500円</p>	<p>平成8年10月30日 平成8年運輸省 最低賃金公示第6号</p> <p>最終改正 平成13年11月1日 平成13年運輸省 最低賃金公示第2号</p>
漁業（遠 洋まぐ ろ）	<p>船員法第1条に規定する船舶であって、遠洋まぐろ漁業の用に供する漁船の船舶所有者及びその船舶所有者に雇用されている船員であって、同船舶に乗り組む者</p>	<p>1人歩船員 192,500円</p>	<p>平成14年11月1日 平成14年国土交通省 最低賃金公示第2号</p> <p>最終改正 平成23年12月8日 平成23年国土交通省 最低賃金公示第3号</p>
漁業（大 型いか釣 り）	<p>船員法第1条に規定する船舶であって、大型いか釣り漁業の用に供する漁船（総トン数185トン以上）の船舶所有者及びその船舶所有者に雇用されている船員であって、同船舶に乗り組む者</p>	<p>1人歩船員 196,700円</p>	<p>平成19年11月30日 平成19年国土交通省 最低賃金公示第3号</p> <p>最終改正 平成23年12月8日 平成23年国土交通省 最低賃金公示第3号</p>

漁業（遠洋まぐろ）最低賃金

平成14年11月 1日 平成14年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正 平成23年12月 8日 平成23年国土交通省最低賃金公示第3号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であつて、遠洋まぐろ漁業（漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第8号に掲げる漁業のうち、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするものをいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であつて、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により下記5に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間

遠洋まぐろ漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第3項の船員に係る最低賃金額

月額 1人歩船員

192,500円

（月払いとする）

この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成14年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成14年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成23年国土交通省最低賃金公示第3号）

この公示は、平成24年1月7日から効力を生ずる。

漁業（大型いか釣り）最低賃金

平成19年11月30日 平成19年国土交通省最低賃金公示第3号
一部改正 平成23年12月 8日 平成23年国土交通省最低賃金公示第3号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であつて、大型いか釣り漁業（漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第13号に掲げる漁業のうち、総トン数185トン以上の動力漁船により、釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であつて、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により下記5に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間

大型いか釣り漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によつて支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第3項の船員に係る最低賃金額

月額	1人歩船員	196,700円 (月払いとする。)
----	-------	-----------------------

この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によつて支払われる場合に、歩合

給の算定に当たつて、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成19年国土交通省最低賃金公示第3号）
この公示は、平成19年12月30日から効力を生ずる。

附 則（平成23年国土交通省最低賃金公示第3号）
この公示は、平成24年1月7日から効力を生ずる。